

○御浜町マイホーム取得支援に関する要綱

平成 29 年 3 月 1 日要綱第 2 号
改正
令和元年 11 月 29 日要綱 45 号
令和 3 年 8 月 5 日要綱 27 号

御浜町マイホーム取得支援に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、定住の促進を図るため、御浜町マイホーム取得支援事業として、予算の範囲内において、御浜町マイホーム取得支援ポイント（以下「ポイント」という。）を付与し、又は御浜町マイホーム取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築に着手し、又は耐震基準を満足し、及び台所、便所、浴室及び居室等を有し、利用上の独立性を有する自らが定住する御浜町内の住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅における居住の用に供する部分を含む。）をいう。
- (2) 取得 自ら、又は他人に請け負わせて、新たに建築し、又は売買契約を交わして、購入することをいう。
- (3) 定住 住宅の所在地と住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民票の所在地が同じであって、御浜町に生活の本拠を有することをいう。
- (4) 世帯 住民基本台帳法第 6 条第 1 項の規定により編成される住民基本台帳における世帯をいう。
- (5) ポイント 一般社団法人ツーリズムみはまが発行する K i i C a r d のポイント
- (6) 町税 御浜町町税条例（昭和 41 年御浜町条例第 12 号。以下「町税条例」という。）に規定する町税及び御浜町国民健康保険税条例（昭和 42 年御浜町条例第 11 号）に規定する国民健康保険税
- (7) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章及び第 5 章の 4 に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項第 1 号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成 18 年国土交通省告示第 185 号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」）をいう。

(対象要件)

第 3 条 この要綱によるポイントの付与及び補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成 29 年 1 月 2 日から令和 7 年 1 月 1 日までの間に住宅を取得した者（当該住宅を取得した者が死亡した場合にあっては、その死亡の日において、その者と同一世帯を構成していた者）であって、当

該住宅の所有者（共有の場合は、その代表者）であること。

- (2) 第6条第1項の申請の日時点において、12年以上継続して、定住することを誓約する者であること。
- (3) 世帯を構成する者及び同居するその他の者（以下「世帯を構成する者等」という。）が、過去にこのポイントの付与又は補助金の交付を受けていないこと。ただし、当該過去に付与されたポイントの付与相当額及び交付を受けた補助金の全額を御浜町に返還している場合は、この限りでない。
- (4) 世帯を構成する者等が、町税を滞納していないこと。
- (5) ポイントの付与又は補助金の交付を受けようとする者及び現にポイントの付与又は補助金の交付を受けようとする者と同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（対象住宅）

第4条 この要綱によるポイントの付与及び補助金の交付の対象となる住宅は、法その他関係法令に明確な違反がないものであって、次の各号のいずれの場合にも該当しないものとする。

- (1) 1親等以内の親族から購入する住宅である場合
- (2) 賃貸住宅である場合
- (3) 別荘等一時的に使用する住宅である場合
- (4) 同居している者から購入する現に居住している住宅である場合
- (5) 法人とその法人役員の間で契約により、購入する住宅である場合

（ポイントの数量等）

第5条 この要綱により付与するポイントの数量は、100,000Pとする。

2 ポイントの付与は、1回限りとする。

（ポイントの付与申請）

第6条 ポイントの付与を受けようとする者（「ポイント申請者」という。）は、住宅の取得の日から1年以内に、御浜町マイホーム取得支援ポイント付与申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 世帯員全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行日から1か月以内のものに限る。）
- (2) 取得した住宅及びその敷地である土地の登記事項証明書
- (3) 取得した住宅の位置図、各階平面図
- (4) 住宅の取得に係る契約書の写し
- (5) 取得した住宅が耐震基準を満足するものであることを証する書類（昭和56年5月31日以前に建築に着手した住宅を取得する場合に限る。）
- (6) 世帯員全員の納期限の到来している町税を滞納していないことを証する書類（発行日から1か月以内のもの）
- (7) 世帯員全員のマイホーム取得支援に関する誓約書（第2号様式）

(8) 世帯員全員のマイホーム取得支援に関する同意書（第3号様式）

(9) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査したうえで、ポイントを付与するか否かを決定し、その結果を御浜町マイホーム取得支援ポイント付与（不付与）決定通知書（第4号様式）により、ポイント申請者に通知するものとする。

（ポイントの付与）

第7条 前条第2項の決定を受け、ポイントの付与を受けようとする者（以下「ポイント請求者」という。）は、御浜町マイホーム取得支援ポイント付与請求書兼受領書（第5号様式。以下「ポイント請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項のポイント請求書の提出があったときは、速やかにポイント請求者に対し、ポイントを付与するものとする。

（補助金の額等）

第8条 この要綱により交付する補助金の額は、取得した住宅に係る各年度の固定資産税額（固定資産税課税台帳に登録された当該家屋及びその敷地である土地（家屋と異なる登記名義人である場合を除く。）の課税標準額に、町税条例第62条に規定する税率を乗じて得た額（取得した住宅が、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第16条の規定による固定資産税の減額の適用を受けるものである場合にあっては、減額後の税額））に相当する額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1回の補助金の交付につき10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、取得した住宅の所有者に新たに固定資産税が課税された年度から11年度間を交付対象期間とし、当該交付対象期間の各年度につき、1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、交付対象期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の発生日が属する年度以降の期間は、交付対象期間としないものとする。

(1) 取得した住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。

(2) 第9条の申請の日時点において、当該申請を行う者が属する世帯の世帯員全員が、取得した住宅から転出、転居し、又は死亡しているとき。

(3) 第13条の規定により、交付の決定を取り消したとき。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（「補助金申請者」という。）は、前条第2項及び第3項に規定する交付対象期間の各年度の1月に、御浜町マイホーム取得支援補助金交付申請書（第6号様式）に第6条第1項各号に掲げる書類、第8条に規定する固定資産税額に相当する額の分かる書類及びその他町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定により、既に提出された申請書に添付した同項第2号から第5号までに掲げる書類の内容に変更がない場合は、同条第2項の規定により通知された御浜町マイホーム取得支援ポイント付与（不付与）決定通知書の写しをもって、これらの書類に替えること

ができるものとする。

- 3 町長は、第1項の申請書の提出があったときは、その内容について審査したうえで、補助金を交付するか否かを決定し、その結果を御浜町マイホーム取得支援補助金交付決定通知書（第7号様式）又は御浜町マイホーム取得支援補助金不交付決定通知書（第8号様式）により、補助金申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第10条 前条第3項の決定を受け、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金請求者」という。）は、御浜町マイホーム取得支援補助金交付請求書（第9号様式。以下「補助金請求書」という。）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の補助金請求書の提出があったときは、速やかに御浜町マイホーム取得支援補助金交付通知書（第10号様式）により、補助金請求者に通知し、補助金を交付するものとする。

（変更申請）

- 第11条 第9条第3項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付対象者」という。）は、第8条第2項及び第3項に規定する交付対象期間の末日までに第9条第1項の申請内容に変更があるときは、変更内容及びその理由を記載した書面をもって町長に申請し、その承認を得なければならない。
- 2 第9条の規定は、前項の申請内容の変更の申請について準用する。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

（権利の譲渡禁止）

- 第12条 第6条第2項に規定によりポイントの付与の決定を受けた者及び補助金交付対象者（以下「ポイント付与対象者等」という。）は、ポイントの付与を受ける権利又は補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

（交付決定の取り消し）

- 第13条 町長は、ポイント付与対象者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、ポイントの付与の決定又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の行為により、第6条第2項のポイントの付与の決定又は第9条第3項の補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 第11条第1項に規定する変更の申請を行わないとき。
 - (3) その他町長がポイントの付与又は補助金の交付の対象として適当でないとき。
- 2 町長は、前項の規定に基づきポイントの付与の決定又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を当該ポイント付与対象者等に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、ポイント付与対象者等が、前条第1項各号のいずれかに該当した後にポイントの付与又は補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該ポイントの付与相当額又は補助金（以下「ポイント付与相当額等」という。）を返還させるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づきポイント付与相当額等を返還させるときは、その旨を当該ポイント付与対象者等に通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年11月29日要綱第45号）

この要綱は、令和元年12月3日から施行する。

附 則（令和3年8月5日要綱第27号）

この要綱は、告示の日から施行する。